

大学ポートレートの教学マネジメント指針への対応について（案）

教学マネジメント指針 別紙3「V情報公表」の表に掲げる情報（項目）は、「各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される」とし、収集・公表については大学の裁量となっている。このことから、大学ポートレートの教学マネジメント指針への対応については各大学の対応状況に準ずることが適切である。よって、前回会議（大学ポートレート運営会議(第20回)）の審議結果と併せ、大学ポートレートへの掲載については国公立版、私立版ともに、以下を基本方針とし、必要に応じたシステム改修を行い、マニュアル配付、登録・公表をすすめる。

1. 基本方針（案）

- 前回会議（大学ポートレート運営会議(第20回)）審議結果に基づき、
 - ・ 大学ポートレートへの追加項目の入力は原則『任意』とし、記載がない項目は大学ポートレートのウェブサイト上に表出しない（空白の項目が出ない）ものとする。
 - ・ 収集項目は、教学マネジメント指針「別紙3」の対象箇所から全項目または公表状況が一定以上のものを選択する。
- 教学マネジメント指針の「各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表」に基づき、
 - ・ 各大学ウェブサイトにおいて既に公表している事項の大学ポートレートへの掲載（転記）を基本とする。
 - ・ 「入力する内容（定義）」については教学マネジメント指針 別紙3「V情報公表」において示されている「公表することが考えられる内容」を基本とし、一部の幅広く解釈される内容（定義）については各大学の自主的・自律的な判断と責任の下で公表された（独自解釈による）定義とする。なお、国公立大学全体の教育情報を「共通な仕組み」で構築し公表するという大学ポートレートの目的を達成する必要があることから、項目によっては大学ウェブサイトのリンクのみとする。

2. 国公立版、私学版の各対応

- 国公立版：資料5-2
- 私学版：資料5-3